

# 三重県LPガス料金高騰対策支援金 第2期 申請の手引き

作成：令和5年12月13日

## 三重県

料金高騰対策支援金事業に関するお問い合わせ先

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

TEL：0120-248-826

受付時間：平日9:00～17:00（土日祝および年末年始を除く）

なお、本手引きは、交付要領に準じて事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。最新版をHPに掲載していますので適宜ご確認をお願いいたします。

# 1 目次

1	目次	1P
2	支援金の概要	2P
(1)	目的	3P
(2)	概要	3P
(3)	対象となる販売事業者の要件	3P
(4)	値引きの対象者	3P
(5)	支援金の額	4P
(6)	第2期 交付申請期間	4P
(7)	実績報告について	4P
(8)	第2期 値引きの実施期間	5P
(9)	値引きの方法	6P
(10)	支援金（事務費）の計算方法	10P
(11)	値引きの周知について	11P
(12)	値引お知らせカードの配布について	11P
(13)	値引額の明示	12P
3	手続きの概要	13P
(1)	第2期 手続きの流れ	14P
(2)	手続き方法	16P
4	各種申請方法	
(1)	第2期 交付申請書	18P
(2)	第2期 概算払請求 ※希望者のみ	21P
(3)	第2期 実績報告書	23P
(4)	第2期 値引確認書類	26P
(5)	第2期 精算払請求	28P
	おわりに	30P
	追加補足資料	31P
	関係諸機関 連絡先	35P

## 支援金の概要

## 2 支援金の概要

### (1) 目的

LPガス料金高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）は、LPガス料金高騰によって生活等に影響が生じている一般消費者等に対して、LPガス販売事業者を通じて高騰分の一部を支援することを目的とします。

### (2) 概要

本事業に参加するLPガス販売事業者が、三重県が定める金額や方法で、契約者のLPガス料金の値引きを行います。本事業に参加し、値引きを実施したLPガス販売事業者には支援金として値引額分のお支払いを、三重県が定める事務費を加えた額をお支払いします。

### (3) 対象となる販売事業者の要件

**三重県内に契約者（LPガスの供給を受けている一般消費者等）を有するLPガス販売事業者**

- ・事業者の所在地が、三重県内・外であるかは問いません

### (4) 値引きの対象者

**三重県内で家庭・業務用のLPガスを利用する一般消費者等（以下「支援対象者」という。）**

一般消費者等とは…

- ・コミュニティーガス（旧簡易ガス）の利用者を含む
- ・液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等
- ・ガス事業法第3条の登録を受けたものからLPガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液化石油ガス法第2条第2項の規定に該当する者

※中途閉栓の一般消費者も支援対象者です

以下の利用者は支援対象外です。

- (1) 工場等の生産現場における高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- (2) 質量販売により供給を受ける者
- (3) 国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

## 2 支援金の概要

### (5) 支援金の額

支援金として、実際の値引額の前資に加え、事務費として値引を実施した契約者1件につき100円を支払います。

#### 【値引きの前資】

詳細はP6～P9に記載

支援対象者1契約（1メーター）につき、  
最大1,000円（税抜）／月×3か月分

+

#### 【事務費】

計算方法等はP10に記載

最も値引きが多かった月の件数×100円（税込）

- ・事務費の交付対象となる支援対象者数は、値引実施期間において値引きを実施した件数（支援対象者数）が最も多い月における当該件数とする。

注：事務費100円については、100円×「3か月間の値引き件数の合計」ではありません。

### (6) 第2期 交付申請期間

#### 【交付申請期間】

申請方法等はP18に記載

令和6年1月9日（火）から令和6年1月23日（火）まで

- ・第1期支援金に参加している販売事業者については、添付書類の提出が省略できます。
- ・交付申請受理後、三重県LPガス料金高騰対策支援金センターにて審査を行い交付決定通知を発送します。
- ・第1期支援金に引き続き1月から値引きを行う場合、交付決定は1月の値引き後になる可能性があります。

#### 【支援事業の着手時期について】

- ・第1期支援金の交付決定を受けている販売事業者については、第2期支援金の交付決定日以前でも、1月から値引きが可能です（支援金の対象となります。）。

### (7) 実績報告について

提出方法等はP23に記載

#### 【実績報告書の提出】

- ・値引きを実施した月の翌月10日までに、実績報告書および値引実施報告書を提出してください
- ・値引きの事実が分かる検針票や請求書の実際のサンプル3枚を合わせて提出してください（正しく値引きされているか確認のため）
- ・これらは実施期間中、毎月提出が必要となりますのでご注意ください

## 2 支援金の概要

### (8) 第2期 値引きの実施期間

#### 【値引きの実施期間】

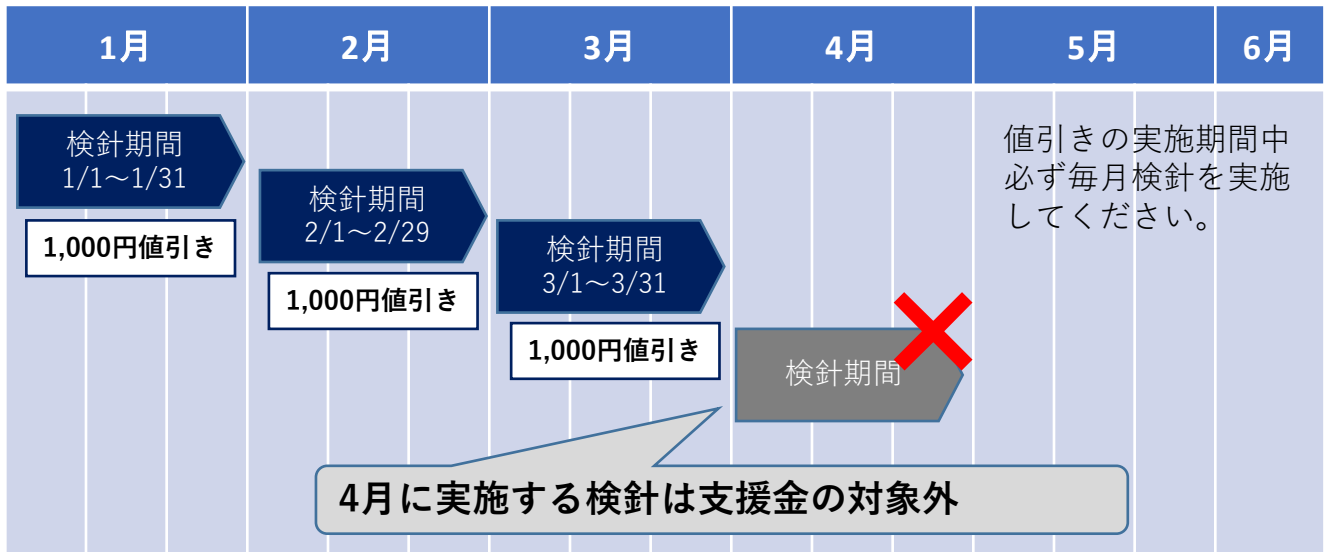
- (1) 令和6年1月検針分から3月検針分まで、又は
- (2) 令和6年2月検針分から4月検針分まで

※例) 10月検針分とは10月1日から31日までに検針されたものを指します

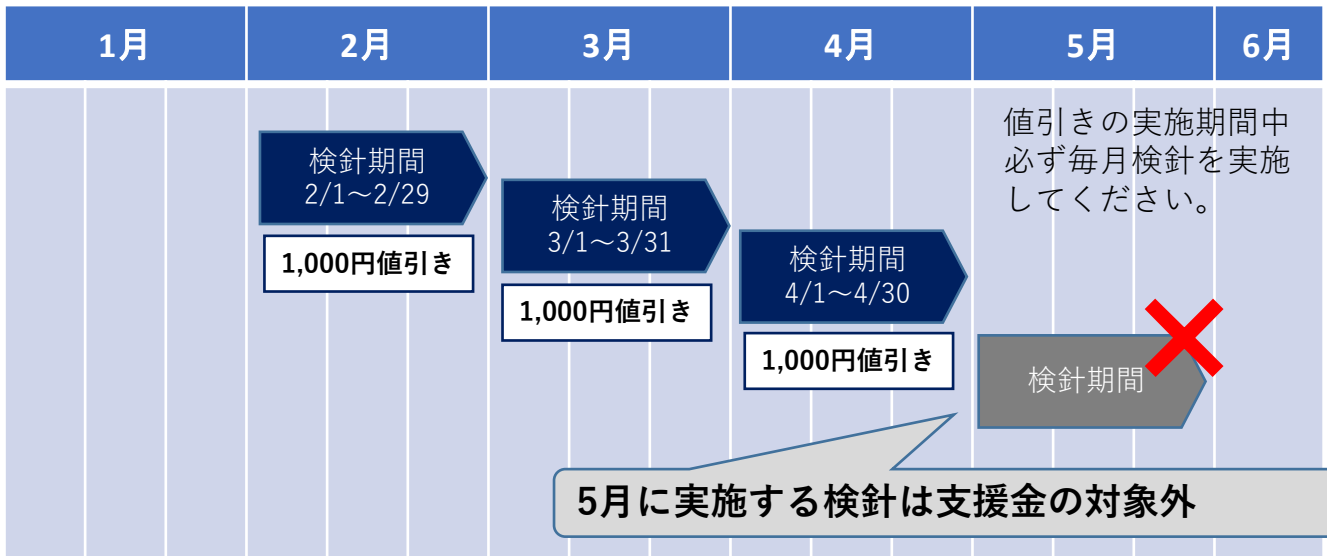
※原則として、(1)による値引きとなりますが、

- ① 三重県による「LPガス料金高騰対策支援金」(10月検針分から12月検針分又は11月検針分から1月検針分。以下「第1期支援金」という。)に参加していない場合
- ② 伊賀市の事業にて値引きが行われている契約者に対して、第1期支援金に引き続いて値引きを行う場合
- ③ システム改修や体制整備等が間に合わない場合は(2)による値引きとなります。

#### (1) 令和6年1月検針分から3月検針分まで



#### (2) 令和6年2月検針分から4月検針分まで



## 2 支援金の概要

### (9) 値引きの方法

#### 【値引き方法】

支援対象者1契約あたり、原則、令和6年1月～3月のLPガス料金から各月最大1,000円(税抜)の値引きを行います。

#### 〈例〉基本イメージ

元値	1月検針分	元値	2月検針分	元値	3月検針分
2,000円	(税抜き)	3,000円	(税抜き)	4,000円	(税抜き)
値引き額	1,000円	値引き額	1,000円	値引き額	1,000円
<hr/>					
値引き後請求額	(税抜き) 1,000円	値引き後請求額	(税抜き) 2,000円	値引き後請求額	(税抜き) 3,000円
消費税	+	消費税	+	消費税	+
100円		200円		300円	
<hr/>					
値引き後請求額	(税込み) 1,100円	値引き後請求額	(税込み) 2,200円	値引き後請求額	(税込み) 3,300円

◎上記契約者の場合、支援金額の「値引の原資」は以下のように計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{値引き額} \\ \hline 1,000円 \\ \hline \end{array} \times 3 \text{ か月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{値引きの原資} \\ \hline 3,000円 \\ \hline \end{array}$$

# 2 支援金の概要

## (9) 値引きの方法

〈例〉 当該月の請求額が1,000円に満たない場合  
請求額と同額の値引きを行ってください（ゼロ円請求）

元値	1月検針分	元値	2月検針分	元値	3月検針分			
900円	(税抜き)	800円	(税抜き)	1,300円	(税抜き)			
値引き額	900円	値引き額	800円	値引き額	1,000円			
値引き後請求額 (税抜き)			値引き後請求額 (税抜き)			値引き後請求額 (税抜き)		
0円			0円			300円		
消費税 +			消費税 +			消費税 +		
0円			0円			30円		
値引き後請求額 (税込み)			値引き後請求額 (税込み)			値引き後請求額 (税込み)		
0円			0円			330円		

◎上記契約者の場合、支援金額の「値引の原資」は以下のように計算します。

$$\begin{matrix} \text{値引き額} \\ 900円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{値引き額} \\ 800円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{値引き額} \\ 1,000円 \end{matrix} = \begin{matrix} \text{値引きの原資} \\ 2,700円 \end{matrix}$$



## 2 支援金の概要

### (9) 値引きの方法

〈例〉 顧客への請求が消費税込みの総額表示しかできない場合  
税込で1, 100円の値引きをしてください

元値	1月検針分	元値	2月検針分	元値	3月検針分
2, 200円 (税込)		3, 300円 (税込)		4, 400円 (税込)	
値引き額		値引き額		値引き額	
1, 100円 (税込)		1, 100 (税込)		1, 100円 (税込)	
<hr/>					
値引き後請求額		値引き後請求額		値引き後請求額	
1, 100円 (税込)		2, 200円 (税込)		3, 300円 (税込)	

◎上記の契約者の場合、支援金額の「値引きの原資」は、  
値引き額から消費税1. 1で割戻した金額で計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{値引き額} \\ \hline 1, 000円 \\ \hline \end{array} \times 3 \text{ か月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{値引きの原資} \\ \hline 3, 000円 \\ \hline \end{array}$$

# 2 支援金の概要

## (9) 値引きの方法

<例> 2月末で閉栓した場合など、3か月に渡っての値引きができない場合は、検針をした月のみ対象となります。

1月検針分		2月検針分		3月検針分
<b>元値</b>	2,000円 (税抜き)	<b>元値</b>	4,000円 (税抜き)	
<b>値引き額</b>	1,000円 (税抜き)	<b>値引き額</b>	1,000円 (税抜き)	
<b>値引き後請求額 (税抜き)</b>	1,000円 (税抜き)	<b>値引き後請求額 (税抜き)</b>	3,000円 (税抜き)	2月末で閉栓し 3月は検針請求なし
<b>消費税</b>	100円	<b>消費税</b>	300円	
<b>値引き後請求額 (税込み)</b>	1,100円 (税込み)	<b>値引き後請求額 (税込み)</b>	3,300円 (税込み)	

◎上記契約者の場合、支援金額の「値引の原資」は以下のように計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{値引き額} \\ \hline 1,000円 \\ \hline \end{array} \times 2 \text{ か月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{値引きの原資} \\ \hline 2,000円 \\ \hline \end{array}$$

## 2 支援金の概要

### (10) 支援金（事務費）の計算方法

#### 【事務費】

最も値引きが多かった月の件数×100円（税込）

・引越し等による開栓・閉栓等で毎月の値引件数は変動します。事務費については、値引実施期間において最も値引件数が多かった月のその件数で計算します。

(例) 各月の値引きの実績が以下のとおりだったとき

値引件数	1月検針分	値引件数	2月検針分	値引件数	3月検針分
1,000件		1,003件		996件	



◎上記の場合、最も値引件数が多い11月は1,003件なので、支援金としてお支払いする事務費は、

事務費（1件あたり）				事務費（お支払い額）
100円（税込）	×	1,003件	=	100,300円（税込み）

## 2 支援金の概要

### (11) 値引きの周知について

支援金により値引きを実施する場合、「三重県LPガス料金高騰対策支援金による値引きであること」を支援対象者に対して周知していただく必要があります。なお、周知方法については、検針票や請求書にお知らせとして明示、値引お知らせカードの配布、ホームページでの周知、ハガキの郵送、メールの送信など、販売事業者側で実施可能な方法を選択し、必ずいずれかの方法で周知を行ってください。

#### 〈参考〉値引き周知の際の文例

今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で1,000円(税抜)が値引きされています。

●●年●月●日 (●●ガス株式会社)

値引きの周知

値引額の明示

#### 〈参考〉値引き周知の際の文例（検針票や請求書で消費税込みの表示しかできない場合）

今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で1,100円(税込)が値引きされています。

●●年●月●日 (●●ガス株式会社)

値引きの周知

値引額の明示

値引きの周知がない場合は支援対象外となりますのでご注意ください。

### (12) 第2期 値引お知らせカードの配布について

※第1期支援金に参加されている販売事業者には、第1期支援金において申請された枚数を、12月下旬頃にお送りします。カードの送付が不要な場合または上記枚数以上のカードが必要となる場合には、お早めに支援金センター（0120-248-826）までお知らせください。

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

LPガス  
料金高騰対策 **支援金(第2期)のご案内**

**対象者** 三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方  
※液化石油ガス法(体積販売)の消費者及びコミュニティガス(旧簡易ガス)の消費者の方が対象です。

**値引き額** 今月のLPガス料金から **最大 1,000円** (税抜) が値引きされています。

**値引き期間** 令和6年1月検針分から3月検針分  
又は令和6年2月検針分から4月  
検針分(3か月分)のLPガス料金が  
対象となります。

## 2 支援金の概要

### (13) 値引額の明示

支援金による値引きを実施した際には、値引きの事実を確認できるものとして、検針票、請求書、領収書、Web明細等のいずれかに以下の内容を明示してください。

なお毎月の実績報告書提出時、および最終の抽出検査において、値引きの事実を確認するため、当該書類の事業者控えの写し等を提出いただきます。

#### 【値引きの事実確認のための記載事項】

- ・ 値引き前後の額
- ・ 値引きの額（1,000円（税抜））

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額（税込）		2,805円	
内訳	ガス基本料金（税抜）	1,500円	
	ガス従量料金（税抜）	2,050円	
	小計（税抜）	3,550円	
	三重県からの支援による値引き	▲1,000円	
	合計（税抜）	2,550円	
		消費税	255円
		合計	2,805円

値引前の額

値引きの額（1,000円）

値引後の額

#### 【消費税込みの総額表示しかできない場合】

- ・ 値引き前後の額
- ・ 値引きの額（1,100円（税込））

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額（税込）		2,805円	
内訳	ガス基本料金（税込）	1,650円	
	ガス従量料金（税込）	2,255円	
	小計（税込）	3,905円	
	三重県からの支援による値引き	▲1,100円	
	合計（税込）	2,805円	

値引前の額

値引きの額（1,100円）

値引後の額

値引額の明示がない場合は支援対象外となります。

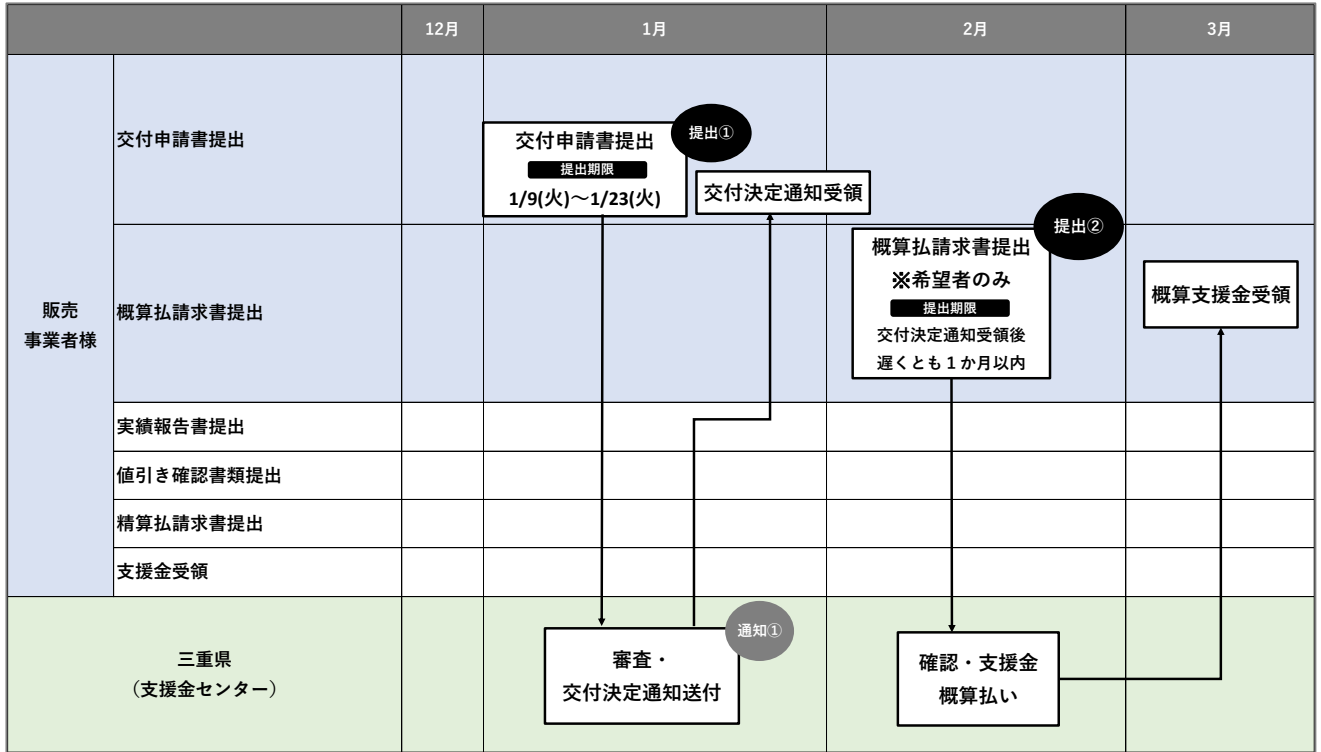
## 手続きの概要

# 3 手続きの概要

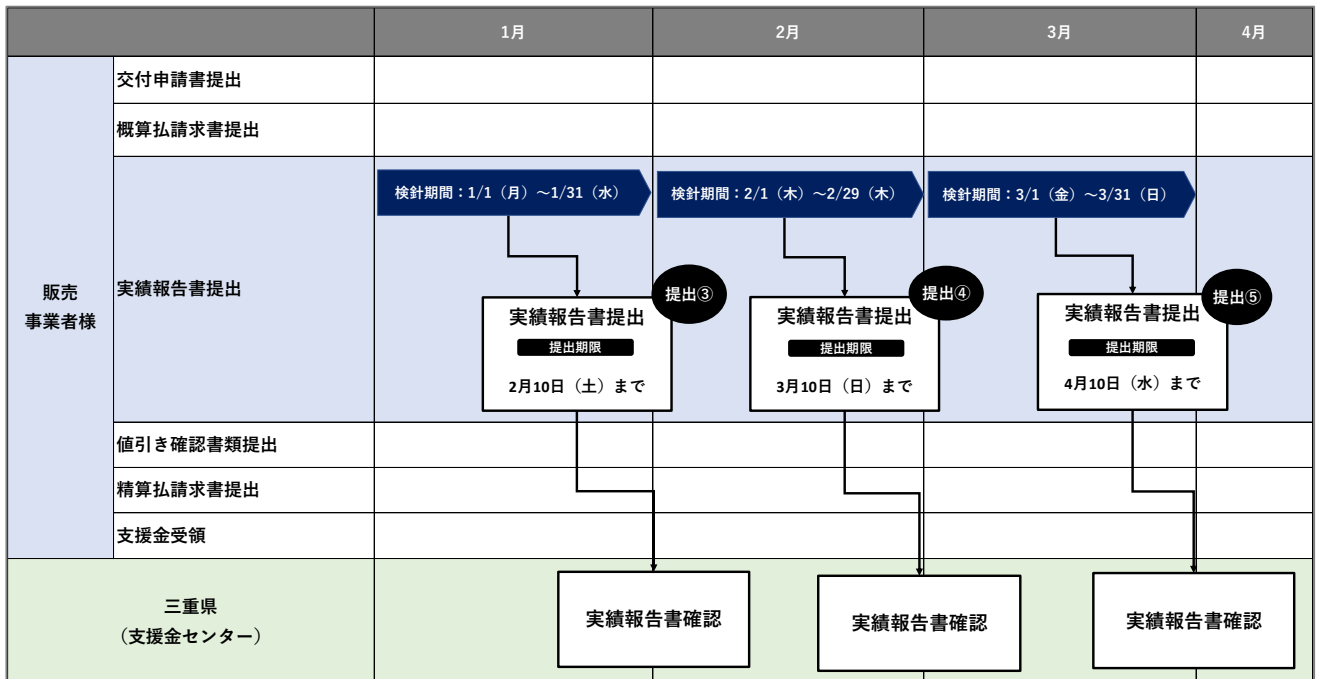
## (1) 第2期 手続きの流れ

支援金事業全体の手続きの流れは、以下の「販売事業者事務フロー」の通りです。

### < 交付申請提出から概算払請求書提出まで >



### < 実績報告書提出1回目から3回目まで >



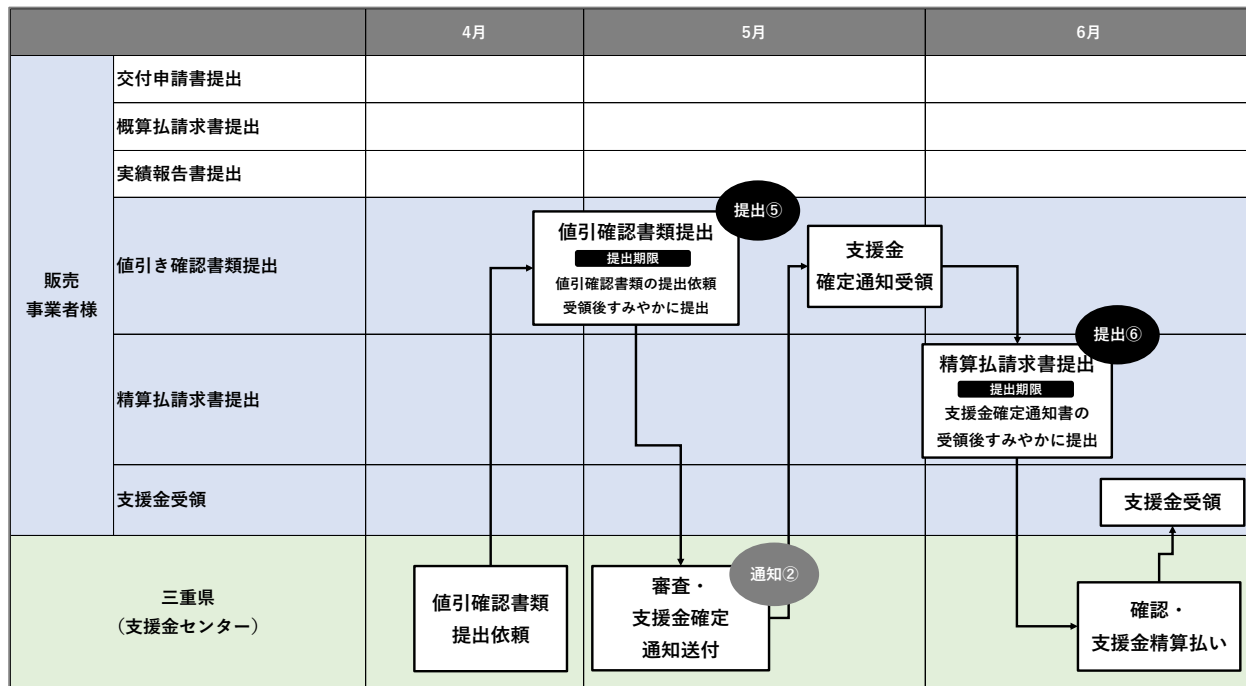
・上記フローは参考になります。事業者様の申請状況等によりスケジュールが前後する可能性があります。

# 3 手続きの概要

## (1) 第2期 手続きの流れ

支援金事業全体の手続きの流れは、「販売事業者事務フロー」の通りです。

< 値引確認書類提出の提出から精算払請求書提出、支援金の受領まで >



・上記フローは参考になります。事業者様の申請状況等によりスケジュールが前後する可能性があります。



# 3 手続きの概要

## (2) 手続き方法

以下のWebサイトから、直接、様式にご記入いただき、添付書類は併せてご提出ください。  
なお、インターネットが使用できない場合、郵送により提出してください。

※ すべての手続き書類について印鑑は不要です。

### ●Web申請の場合

〈申請ページ〉

<https://www.mie-lpgas-shienkin.jp/>

### ●郵送申請の場合

〈各種申請書ダウンロード先〉

<https://www.mie-lpgas-shienkin.jp/>

〈郵送申請先〉

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

〒450-8790 名古屋西郵便局 郵便私書箱第729号

## 各種申請方法

# 4 各種申請方法

## (1) 第2期 交付申請書

### 【申請方法】

#### ①WEBでの申請

- ・ マイページからWEB申請が可能

#### ②郵送での申請

- ・ 特設ホームページから（様式第1号）補助金交付申請書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送してください。

〈郵送申請書類の送付先〉  
三重県LPガス料金高騰対策  
支援金センター

〒450-8790 名古屋西郵便局  
郵便私書箱第729号

### 【交付申請期間】

令和6年1月9日（火）から令和6年1月23日（火）まで

### <関係書類>

	提出が必要な書類	提出が必要な者
	(様式第1号) 補助金交付申請書	全員
1	販売事業者としての登録が分かるもの (例：販売事業者登録書の写し、標識の写真等)	第1期支援金に参加していない事業者及び第1期支援金より液化石油ガス販売事業登録番号に変更がある事業者
2	振込先が確認できるもの (例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 通帳の表紙と見開きページの両方の写し</li><li>・ ネット銀行の場合、記入内容が分かるホームページの写し</li><li>・ 当座預金で通帳がない場合は銀行で発行される口座証明書の写し</li></ul>	第1期支援金に参加していない事業者及び第1期支援金より振込先情報に変更がある事業者
3	税務署が発行する納税証明書（その3 消費税及び地方消費税）の写し ※（その3の2）、（その3の3）も可 ※所管税務署が交付申請日の6か月前までに発行したもの	第1期支援金に参加していない事業者
4	県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類の写し ※三重県の県税事務所が交付申請日の6か月前までに発行したもの	第1期支援金に参加していない事業者のうち、三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者

### <委任状の提出について>

交付申請書の「1. 申請者情報の⑦ 代表者職・氏名」と「5. 振込先情報の②③ 口座名義人（カナ）」の名義が異なる場合には別途委任状の提出が必要となります。  
該当の事業者様には必要書類を別途送付させていただきますので、お申し出ください。

# 4 各種申請方法

## (様式第1号) 第2期 補助金交付申請書 1枚目

様式第1号 (第6条関係)

### LPガス料金高騰対策支援金 (第2期) 交付申請書

三重県知事 宛て

LPガス料金高騰対策事業支援金 (第2期) の交付を受けたいので、LPガス料金高騰対策事業支援金交付要領第6条の規定により、誓約事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

**黒枠の項目はすべて記入が必要です**

申請日 年 月 日

#### 1. 申請者情報

① 液化石油ガス販売事業登録番号											
② 第1期支援金受付通知番号	※WまたはPで始まる5桁の番号 ※第1期参加事業者様のみご記入ください										
③ 申請単位	<input type="checkbox"/> 本社一括申請					<input type="checkbox"/> 営業所や支店での申請					
④ 事業者区分	<input type="checkbox"/> 法人		<input type="checkbox"/> 個人事業主								
⑤ 法人名 (正式名称) または屋号 (株) (有) 等省略不可 ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください											
⑥ 法人名または屋号のフリガナ ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください											
⑦ 代表者職・氏名											
⑧ 所在地 (本社又は主たる事業所)	郵便番号	〒		-							
	都道府県									※都道府県は省略せずご記入ください	
	市区町村										
	町域・番地										
	建物名など										

#### 2. 事業計画

⑨ 値引対象契約の件数											件	交付申請日現在での値引きを実施する予定の契約者の数
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------------------

※以下の契約については値引きの対象外ですので、除いて記入してください。

- ・ 高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- ・ 質量販売により供給を受ける者
- ・ 国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

※単一の請求が行われるガスメーターあたり1件として計上してください。

(二世帯住宅等で、複数台のガスメーターに対し単一の請求が行われる場合は1件です。)

※集合住宅の入居者については、個別の入居者に直接請求する場合も、大家に一括して請求する場合も、入居者数 (ガスメーター単位) で計上してください。

値引きを実施する期間について申告してください。

(1) 令和6年1月検針分から3月検針分まで、又は

(2) 令和6年2月検針分から4月検針分まで に相当する3か月分のLPガス料金の値引きを行うこと。

⑩ 値引きを実施する期間 ※いずれかにチェック	<input type="checkbox"/>	1月検針分から3月検針分まで	<input type="checkbox"/>	2月検針分から4月検針分まで
----------------------------	--------------------------	----------------	--------------------------	----------------

※原則として、(1)による値引きとなりますが、①三重県による「LPガス料金高騰対策支援金」(10月検針分から12月検針分又は11月検針分から1月検針分。以下「第1期支援金」という。)に参加していない場合、②伊賀市の事業にて値引きが行われている契約者に対して、第1期支援金に引き続いて値引きを行う場合、③システム改修や体制整備等が間に合わない場合は、(2)による値引きとなります。

2枚目もご記入・ご提出ください

- ・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

# 4 各種申請方法

## (様式第1号) 第2期 補助金交付申請書 2枚目

### 3. 誓約事項

以下の点を確認し、同意いたします。

① 誓約事項  
同意

- ・ LPガス料金高騰対策事業支援金 交付要領を確認し、内容を理解しました。
- ・ LPガス料金高騰対策事業支援金 誓約事項を確認し、内容を理解しました。

誓約事項について遵守できなかった場合は、LPガス料金高騰対策事業支援金の一部又は全部が受領できなくなる場合があることに加え、損害賠償の請求又は刑事告発等の法的措置の対象となることを同意のうえ、申請いたします。

以降は第1期支援金に参加していない場合、又は第1期支援金の申請内容より変更がある場合※のみ記入・提出してください。第1期支援金より変更がない場合は記入不要です。

### 4. 担当者情報

⑫担当者職・氏名												
⑬担当者氏名 フリガナ												
⑭電話番号(ハイフンなし)												
⑮メールアドレス												

### 5. 振込先情報

⑯金融機関名				⑰金融機関コード				⑱預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座
⑲支店コード ※ゆうちょ銀行以外				⑳口座番号 ※ゆうちょ銀行以外						
㉑記号 ※ゆうちょ銀行				㉒番号 ※ゆうちょ銀行						
㉓口座名義人(カナ) ※通帳に記載の口座名義(カナ)を必ずご記入ください										

※第1期支援金に参加している事業者が「4. 担当者情報」「5. 振込先情報」をご記入された場合、第1期支援金に係る申請内容も更新されます。

### 6. 関係書類(提出書類にチェック☑)

	提出が必要な者
<input type="checkbox"/> 販売事業者としての登録が分かるもの (例：販売事業者登録書の写し、標識の写真等)	第1期支援金に参加していない事業者及び第1期支援金より液化石油ガス販売事業者登録番号に変更がある事業者
<input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの (例：通帳の表紙と見開きページの両方の写し、ネット銀行の場合は記入内容が分かるホームページの写し、当座預金で通帳がない場合は銀行で発行される口座証明書の写し)	第1期支援金に参加していない事業者及び第1期支援金より振込先情報に変更がある事業者
<input type="checkbox"/> 税務署が発行する納税証明書(その3 消費税及び地方消費税)の写し ※(その3の2)、(その3の3)も可 ※所管税務署が交付申請日の6か月前までに発行したもの	第1期支援金に参加していない事業者
<input type="checkbox"/> 県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類の写し ※三重県の県税事務所が交付申請日の6か月前までに発行したもの	第1期支援金に参加していない事業者のうち、三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者

### 7. 値引きお知らせカードの送付希望(第1期支援金に参加していない事業者のみ記入※)

<input type="checkbox"/> 希望する	⇒	㉔希望部数(ひと月あたり)									部
<input type="checkbox"/> 不要											

当申請書に記載された値引き対象契約数を上限に、記入いただいた希望部数×3か月相当の値引きお知らせカードを交付決定後に一括で送付いたします。

なお梱包の関係上、記入いただいた希望部数から端数を切り上げた部数で送付します。

※第1期支援金に参加されている販売事業者には、第1期支援金において申請された枚数を、12月下旬頃にお送りします。カードの送付が不要な場合または上記枚数以上のカードが必要となる場合には、お早めに支援金センター(0120-248-826)までお知らせください。

- ・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

## (2) 第2期 概算払請求 ※希望者のみ

### 【概算払請求について】

- 支援金は必要があると認められる経費については概算払をすることができます。
- 概算払の支払いを受けようとする場合は、交付決定通知書の受領後すみやかに概算払請求書（様式第12号）を提出してください。
- 交付決定通知書の受領前に概算払請求書を提出することはできません。

### 【請求額】

- 概算払を請求できるのは、「LPガス料金高騰対策事業支援金交付申請書」に基づく3か月分の値引き額の内資（「値引対象契約の件数」に3,000円を掛けた額）の70%までとします。

### 【提出方法】

#### ①WEBでの提出

- マイページからWEB提出が可能

#### ②郵送での申請

- 特設ホームページから（様式第12号）概算払請求書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送ください。

〈郵送申請書類の送付先〉  
三重県LPガス料金高騰対策  
支援金センター

〒450-8790 名古屋西郵便局  
郵便私書箱第729号

### 【提出期間】

交付決定通知受領後、遅くとも1か月以内に提出してください。

### <関係書類>

提出が必要な書類	
1	(様式第12号) 概算払請求書

# 4 各種申請方法

## (様式第12号) 概算払請求書

様式第12号 (第17条関係)

### L P ガス料金高騰対策支援金 (第2期) 概算払請求書

三重県知事 宛て

L P ガス料金高騰対策支援金について、支援金の概算払の支払いを受けたいので、  
L P ガス料金高騰対策支援金交付要領第17条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

**黒枠の項目はすべて記入が必要になります**

西暦 年 月 日

#### 1. 補助事業者情報

① 受付通知番号												※交付決定通知に記載の通知番号(5桁)を記入			
② 法人名 (正式名称) または屋号 (株)(有)等省略不可 ※支店や営業所での申請の方は、 支店名、営業所名もご記入ください															
③ 代表者職・氏名															
④ 所在地 (本社又は 主たる事業 所)	郵便番号	〒		-											
	都道府県											※都道府県は省略せずご記入ください			
	市区町村														
	町域・番地														
建物名など															

#### 2. 請求額

⑤ 請求額											円
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

**※概算払を請求できるのは、「L P ガス料金高騰対策事業支援金交付申請書」に基づく  
3か月分の値引き額の原資(「値引対象契約の件数」に3,000円を掛けた額)の70%までとします。**

**※概算払を行った額が支援金の交付総額を上回る場合には、その差額の返還を求めます。**

#### 3. 振込先

「L P ガス料金高騰対策事業支援金交付申請書」に記載のとおり

※原則として、振込先を変更することはできません。

#### 4. 連絡先

⑥ 発行責任者職・氏名												
⑦ 担当者職・氏名												
⑧ 電話番号(ハイフンなし)												
⑨ メールアドレス												

※発行責任者と担当者は同一でも構いません。(必ず両方の欄に記入してください。)

- ・上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

# 4 各種申請方法

## (3) 第2期 実績報告書

### 【実績報告書の提出】

- ・ 値引きを実施した月の翌月10日までに、実績報告書を提出してください。
- ・ また、全ての契約者について、値引実績報告書を提出してください。
- ・ 値引きの事実が分かる検針票や請求書の実際のサンプル3枚を合わせて提出してください。提出対象契約の選択は任意とし、三重県や支援金センターから提出対象契約を指定することはありません。
- ・ これらは実施期間中、毎月提出が必要となりますのでご注意ください。

### 【提出方法】

#### ①WEBでの提出

- ・ マイページからWEB提出が可能

#### ②郵送での申請

- ・ 特設ホームページから（様式第9号）実績報告書および別紙（様式第9号関係）値引実施報告書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送してください。

### 【提出期限】

- ・ 1月検針分…令和6年2月10日（土）まで
- ・ 2月検針分…令和6年3月10日（日）まで
- ・ 3月検針分…令和6年4月10日（水）まで
- ・ 4月検針分…令和6年5月10日（金）まで

〈郵送申請書類の送付先〉  
三重県LPガス料金高騰対策  
支援金センター

〒450-8790 名古屋西郵便局  
郵便私書箱第729号

### <関係書類>

提出が必要な書類	
	(様式第9号) 実績報告書
1	別紙（様式第9号関係）値引実施報告書
2	値引きの事実が分かる検針票や請求書の実際のサンプル3枚（提出対象契約の選択は任意）

値引実施報告書は出来る限り、Excel形式でWEBマイページより提出してください。記載内容が同一であれば、独自の様式を用いても構いません。

別紙（様式第9号関係） 値引実施報告書							月検針分
<small>※値引きを実施した全ての契約者について記入して提出してください。 ※原則として下記の記載内容に従ってください。事業者独自の様式（システム等）を用いる場合で、下記の内容の出力が難しい場合は、契約番号毎に毎月の値引き額等が分かれば差し支えありません。 ※システム上やむを得ない場合は、税込価格と明記の上、金額を記入いただくことも可能です。 ※後日、無作為に抽出した契約者について、値引きの事実を示す書類（検針票や請求書の写し等）の提出を求めることがありますので、大切に保管してください。</small>							
No.	契約番号	市町村名	税区分	値引き前の請求額	値引き額	値引き後の請求額	検針日
		「三重県」は不要 「税込価格」か 「税抜価格」か	①	②	①-②		
例1	1234-5678-9012	桑名市	税抜	¥2,500	¥1,000	¥1,500	10月25日
例2	1234-5678-8012	四日市市	税込	¥3,500	¥1,000	¥2,500	10月25日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

▲別紙（様式第9号関係）値引実施報告書

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分
請求予定金額（税込）		2,805円
内訳	ガス基本料金（税抜）	1,500円
	ガス従量料金（税抜）	2,050円
	小計（税抜）	3,550円
	三重県からの支援による値引き	▲1,000円
	消費税	255円
合計（税込）	2,550円	合計 2,805円

▲値引きの事実が分かる検針票や請求書の実際のサンプルのイメージ



# 4 各種申請方法

## (様式第9号) 第2期 実績報告書

様式第9号 (第15条関係)

### LPガス料金高騰対策支援金 (第2期) 実績報告書

三重県知事 宛て

LPガス料金高騰対策支援金の事業が完了したので、  
LPガス料金高騰対策支援金交付要領第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

**黒枠の項目はすべて記入が必要になります**

西暦 年 月 日

#### 1. 補助事業者情報

① 受付通知番号		※交付決定通知に記載の通知番号(5桁)を記入												
② 法人名(正式名称)または屋号 (株)(有)等省略不可														
③ 代表者職・氏名														

#### 2. 検針を実施した月

④ 検針を実施した月	<input type="checkbox"/> 1月分	<input type="checkbox"/> 2月分	<input type="checkbox"/> 3月分	※いずれかにチェック☑
	<input type="checkbox"/> 4月分			

#### 3. 値引きを実施した件数および値引き額の合計

⑤ 値引きを実施した件数		,						件	※毎月記入
⑥ 値引き額(税抜)の合計		,		,					円

※全ての契約者について、値引実施報告書(別紙又はこれに類する書類)に必要事項を記入してください。

#### 4. 値引きの周知について

値引きの周知を行った方法を申告してください。値引きの周知は必ず行っていただく必要があります。

<input type="checkbox"/>	検針票や請求書にお知らせとして明示した
<input type="checkbox"/>	値引お知らせカードを配布した
<input type="checkbox"/>	値引を周知するチラシの配布、またはハガキや封書の送付を行った
<input type="checkbox"/>	値引を周知するメールを送信した
<input type="checkbox"/>	ホームページにて値引の周知を行った
<input type="checkbox"/>	その他 ( )

#### 5. 関係書類(提出書類にチェック☑)

提出が必要な者

<input type="checkbox"/>	値引実施報告書(別紙又はこれに類する書類)	全員
<input type="checkbox"/>	値引きの事実が分かる検針票や請求書の実際のサンプル3枚 (提出対象契約の選択は任意)	全員

#### 6. 連絡先

⑥ 担当者職・氏名									
⑦ 担当者氏名 フリガナ									
⑧ 電話番号(ハイフンなし)									
⑨ メールアドレス									

- ・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

※値引きを実施した全ての契約者について記入して提出してください

※原則として下記の記載内容に従ってください。事業者独自の様式(システム等)を用いる場合で、下記の内容の出力が難しい場合は、

契約者番号毎に毎月の値引き額等が分かれば差し支えありません。

※後日、無作為に抽出した契約者について、値引きの事実を示す書類(検針票や請求書の写し等)の提出を求めることがありますので、大切に保管してください。

税込の場合は、

$$\textcircled{2} \div 1.1$$

※小数点以下切り上げ  
税抜の場合は、 $\textcircled{2}$

No.	契約者番号	市町村名	税区分	値引き前の請求額 ①	値引き額 ②	値引き後の請求額 ①-②	検針日	税抜計算用 左の「税区分」と 「値引き額」を入 力すると自動計算 されます
1								¥0
2								¥0
3								¥0
4								¥0
5								¥0
6								¥0
7								¥0
8								¥0
9								¥0
10								¥0
11								¥0
12								¥0
13								¥0
14								¥0
15								¥0
92								¥0
93								¥0
94								¥0
95								¥0
96								¥0
97								¥0
98								¥0
99								¥0
100								¥0
				合計値引き金額	¥0	合計値引き金額 (税抜)		¥0

※行が足りない場合は適宜追加してください

- ・上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

## (4) 第2期 値引確認書類

### 【値引確認書類の提出】

- ご提出いただいた最終の実績報告書の確認完了後、県が無作為に抽出した契約者について、値引の事実を確認させていただきます。場合によっては立ち入り検査をすることがあります。
- 支援金センターからの値引確認書類の提出指示がありましたら、すみやかに必要書類を提出してください。

### 【値引確認書類として認められるもの】

- 検針票や請求書の写し
- Web明細等のスクリーンショット画像

〈郵送申請書類の送付先〉  
三重県LPガス料金高騰対策  
支援金センター

〒450-8790 名古屋西郵便局  
郵便私書箱第729号

### 【提出方法】

#### ①WEBでの提出

- マイページからWEB提出が可能

#### ②郵送での申請

- 特設ホームページから値引確認書類提出書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送ください。

### <関係書類>

提出が必要な書類	
1	値引確認書類提出書
2	値引確認書類 ※検針票や請求書などの写し、またはWeb明細等のスクリーンショット画像

## 第2期 値引確認書類提出書

### L P ガス料金高騰対策支援金（第2期）値引確認書類提出書

三重県知事 宛て

L P ガス料金高騰対策支援金の値引確認書類について  
関係書類を添えて次のとおり報告します。

黒枠の項目はすべて記入が必要になります

西暦 年 月 日

#### 1. 補助事業者情報

① 受付通知番号																				※交付決定通知に記載の通知番号(5桁)を記入
② 法人名（正式名称）または屋号 （株）（有）等省略不可																				
③ 代表者職・氏名																				

#### 2. 値引確認書類の提出について

<input type="checkbox"/>	値引確認書類（検針票、請求書、領収書、Web明細等の事業者控え写し等）	提出が必要な者 全員
--------------------------	-------------------------------------	---------------

支援金による値引きを実施した際には、値引きの事実を確認できるものとして、検針票、請求書、領収書、Web明細等のいずれかに「値引き前後の額」および、「値引の額（税抜1,000円）」の内容を必ず明示してください。  
当該書類の事業者控えの写し等を関係書類として提出してください。

#### 3. 連絡先

⑥ 担当者職・氏名																				
⑦ 担当者氏名 フリガナ																				
⑧ 電話番号（ハイフンなし）																				
⑨ メールアドレス																				

- ・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

## (5) 第2期 精算払請求書

### 【精算払請求書の提出】

- ご提出いただいた「値引きの確認書類」の確認完了後、支援金センターより「支援金確定通知書」を発行します。

### 【提出方法】

#### ①WEBでの提出

- マイページからWEB提出が可能

#### ②郵送での申請

- 特設ホームページから（様式第11号）精算払請求書
- をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送ください。

〈郵送申請書類の送付先〉  
三重県LPガス料金高騰対策  
支援金センター

〒450-8790 名古屋西郵便局  
郵便私書箱第729号

### 【提出期間】

「支援金確定通知書」の受け取り後、1週間以内を目処に提出してください。

精算払請求書のご提出をもって支援金の支払い手続きを行います。  
すみやかなご提出にご協力をお願いします。

### <提出書類>

	提出が必要な書類	提出が必要な者
1	(様式第11号) 精算払請求書	全員
2	概算払精算書 ※概算払を受けた事業者には、支援金確定通知書とともに概算払精算書を送付しますので、内容確認及び必要事項記入の上、精算払請求書に添付してご提出ください。	概算払を受けた事業者

## (様式第11号) 第2期 精算払請求書

様式第11号 (第17条関係)

### LPガス料金高騰対策支援金 (第2期) 精算払請求書

三重県知事 宛て

LPガス料金高騰対策支援金について、支援金の精算払の支払いを受けたいので、LPガス料金高騰対策支援金交付要領第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

**黒枠の項目はすべて記入が必要になります**

西暦 年 月 日

#### 1. 補助事業者情報

① 受付通知番号										※交付決定通知に記載の通知番号(5桁)を記入
② 法人名(正式名称)または屋号(株)(有)等省略不可 ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください										
③ 代表者職・氏名										
④ 所在地 (本社又は主たる事業所)	郵便番号	〒			-					
	都道府県									※都道府県は省略せずご記入ください
	市区町村									
	町域・番地									
	建物名など									

#### 2. 請求額

⑤ 請求額						,				,							円
-------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---

※確定通知書(様式第10号)記載の「交付すべき支援金の額」を転記してください。

#### 3. 振込先

「LPガス料金高騰対策事業支援金交付申請書」に記載のとおり  
※原則として、振込先を変更することはできません。

#### 4. 連絡先

⑥ 発行責任者職・氏名										
⑦ 担当者職・氏名										
⑧ 電話番号(ハイフンなし)										
⑨ メールアドレス										

※発行責任者と担当者は同一でも構いません。(必ず両方の欄に記入してください。)

- ・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

## 誓約事項

交付申請にあたっては、以下の誓約事項にご同意いただいた上で申請をお願いします。

### L P ガス料金高騰対策支援金誓約事項

- 1 三重県及び三重県L P ガス料金高騰対策支援金センター（以下、事務局という。）が、支援金事業に係る以下の目的に限り、個人情報（申請者からの提出書類、問合せを受けた内容等を含む）を双方で共有し、また、個人情報から事業者の営業内容が特定できる情報を除いて第三者に提供することがあることに同意します。
  - (1) 事業者が行うべき、又は行った申請、請求及び報告等に係る周知、審査、通知又は指示
  - (2) 事業者から受けた問合せへの対応
  - (3) 申請、請求又は報告等のあった内容に疑義等が生じた場合の対応
  - (4) その他、三重県及び事務局が公正で円滑な運用を行う目的
- 2 三重県及び事務局が、支援金の交付決定を行った事業者や交付決定を取り消した事業者の名前を公表する場合があることに同意します。
- 3 三重県又は事務局の指示に真摯に従い、適切なL P ガス料金の値引きを行うと共に、状況報告や書類の提出等を求められた際には速やかに対応します。また、事業遂行にあたり、以下の行為は一切行いません。
  - (1) 支援金の交付を見越して、恣意的にL P ガス料金の値上げを行うこと
  - (2) 三重県の支援金による値引きが行われている事実を知らせず、値引き後のL P ガス料金体系を示して営業活動を行うこと
  - (3) 架空（虚偽、水増し等）の申請、請求又は報告等を行うこと
  - (4) その他不正又は不適切とみなされる行為を行うこと
- 4 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年）別表に該当しません。また、同要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行います。
- 5 事業者が法令、L P ガス料金高騰対策支援金交付要領（同要領に基づく三重県又は事務局の指示を含む）及び誓約事項等に違反した場合（後に判明した場合を含む）、三重県が、交付決定を取り消し、支援金の一部又は全部について支払わない又は返還を求め等々の対応をとり、しかるべき法的措置をとる場合があることについて、同意します。これにより事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

なお、本手引きは、交付要領に準じて事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。最新版を特設ホームページに掲載していますので適宜ご確認をお願いいたします。

**追加補足資料**



# 値引きの周知・値引額の明示<パターン①>

## 値引きの周知

検針票や請求書にお知らせとして明示  
値引お知らせカードの配布  
ホームページでの周知  
ハガキの郵送、メールの送信

のいずれかの方法

+

## 値引額の明示

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額（税込）		2,805円	
内訳	ガス基本料金（税抜）	1,500円	
	ガス従量料金（税抜）	2,050円	
	小計（税抜）	3,550円	
	三重県からの支援による値引き	▲1,000円	
	合計（税抜）	2,550円	
		消費税	255円
		合計	2,805円

値引前の額

値引きの額  
(1,000円)

値引後の額

# 値引きの周知・値引額の明示<パターン②>

## 値引きの周知

検針票や請求書にお知らせとして明示  
 値引お知らせカードの配布  
 ホームページでの周知  
 ハガキの郵送、メールの送信

のいずれかの方法

## 値引額の明示

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額 (税込)		2,805円	
内訳	ガス基本料金 (税抜)	1,500円	
	ガス従量料金 (税抜)	2,050円	
	小計 (税抜)	3,550円	
	ここに説明が記載ができない	▲1,000円	
	合計 (税抜)	2,550円	
		消費税	255円
		合計	2,805円

値引前の額  
 値引きの額  
 (1,000円)  
 値引後の額

## 代替方法

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額 (税込)		2,805円	
内訳	ガス基本料金 (税抜)	1,500円	
	ガス従量料金 (税抜)	2,050円	
	小計 (税抜)	3,550円	
		▲1,000円	
	合計 (税抜)	2,550円	
		消費税	255円
		合計	2,805円
お知らせ	今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で1,000円 (税抜) が値引きされています。		

↑お知らせ欄に値引きの説明を記載

三重県の支援事業で  
 1,000円の値引きが  
 されていることを説明

または

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額 (税込)		2,805円	
内訳	ガス基本料金 (税抜)	1,500円	
	ガス従量料金 (税抜)	2,050円	
	小計 (税抜)	3,550円	
		▲1,000円	
	合計 (税抜)	2,550円	
		消費税	25
		合計	2,80

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

### LPガス料金高騰対策 支援金のご案内

**対象者** 三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方  
※液化石油ガス(体積販売)の消費者及びコミュニティガス(旧簡易ガス)の消費者の方が対象です。  
 ※高圧ガス保安法(重量販売)の消費者の方は対象外です。

**値引き額** 今月のLPガス料金から最大 **1,000円** (税抜) が値引きされています。

**値引き期間** 原則として、令和5年10月分から12月分(3か月間)のLPガス料金が対象。※伊賀市の事業にて値引きを受けているお客様は令和5年11月分から令和6年1月分(3か月間)のLPガス料金が対象となります。

↑別紙として値引お知らせカードを合わせてお渡しいただく

上記の代替方法が可能であれば、ホームページやチラシでの周知は不要  
 (値引きの周知と値引額の明示を同時に行っているため)

# 値引きの周知・値引額の明示<パターン③>

## 値引きの周知

検針票や請求書にお知らせとして明示  
 値引お知らせカードの配布  
 ホームページでの周知  
 ハガキの郵送、メールの送信

のいずれかの方法

+

## 値引額の明示

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額 (税込)		2,805円	
内訳	ガス基本料金 (税抜)	1,500円	
	ガス従量料金 (税抜)	2,050円	
	小計 (税抜)	3,550円	
	ここに説明が記載ができない ▲表示ができない		
	消費税	255円	
合計 (税抜)	2,550円	合計	2,805円

値引前の額

値引後の額

## 代替方法

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額 (税込)		2,805円	
内訳	ガス基本料金 (税抜)	500円	
	ガス従量料金 (税抜)	2,050円	
	合計 (税抜)	2,550円	
	消費税	255円	
合計		合計	2,805円
お知らせ	今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で1,000円 (税抜) が基本料金から値引きされています。		

基本料金などから  
 あらかじめ1,000円を  
 引いておくことも可

三重県の支援事業で  
 1,000円の値引きがさ  
 れていることを説明

↑お知らせ欄に値引きの説明を記載

または

××ガスご使用量のお知らせ		2023年10月分	
請求予定金額 (税込)		2,805円	
内訳	ガス基本料金 (税抜)	500円	
	ガス従量料金 (税抜)	2,050円	
	小計 (税抜)	2,550円	
	消費税	25	
合計		合計	2,80

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

### LPガス料金高騰対策 支援金のご案内

**対象者** 三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方  
※液化石油ガス(体積換算)の消費者及びコミュニティガス(田舎用ガス)の消費者の方が対象です。  
 ※高圧ガス保安法(産量販売)の消費者の方は対象外です。

**値引き額** 今月のLPガス料金から最大 **1,000円** (税抜) が値引きされています。

**値引き期間** 原則として、令和5年10月分から12月分(3か月間)のLPガス料金が対象。※伊賀市の事業にて値引きを受けているお客様は令和5年11月分から令和6年1月分(3か月間)のLPガス料金が対象となります。

↑別紙として値引お知らせカードを合わせてお渡しいただく

上記の代替方法が可能であれば、ホームページやチラシでの周知は不要  
 (値引きの周知と値引額の明示を同時に行っているため)

## 三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

郵送返送先：〒450-8790

名古屋西郵便局 郵便私書箱第729号

TEL：0120-248-826 ※受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日は除く）

URL：<https://www.mie-lpgas-shienkin.jp/>

## 三重県 雇用経済部 新産業振興課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL：059-224-2316

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/MONOZU/HP/m0142100241.htm>

## 一般社団法人 三重県LPガス協会

〒514-0803 三重県津市柳山津興369番地の2

TEL：059-227-6238

URL：<http://www.mielpg.or.jp/>

## 経済産業省 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ガス事業室

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号

TEL：052-951-2820

URL：<https://www.chubu.meti.go.jp/d71gasuji/index.html>